

月次総会議事録

令和4年（第10回）加古川市農業委員会月次総会
令和4年10月25日（火）

加古川市役所新館10階 大会議室に委員を招集し、開催する。

出席委員

1 佃 辰雄	2 堀本 孝	3 藤田 昌秀
4 坂田 順子	5 田川 澄敏	6 山本 和由
7 岡本 善四郎	8 丸山 良作	9 井郷 豊嗣
10 三原 猛	11 馬田 禧紹	12 前田 祥道
13 藤本 毅	14 東田 富能	15 井相田 つや子
16 原 靖	17 佐伯 眞究	18 都倉 正

欠席委員

15 井相田 つや子

事務局

局長	稗田 清人	次長	宮武 滋
農政企画担当副課長	穴田 順一	農地係長	池田 健司
主査	矢富 彰展		
農林水産課			
農政係長	畑中 慎介	書記	猿木 真吾
振興係長	川田 英明	主事	金丸 誠生

現地調査（東地区）

10月19日（水） 午前9時00分から

馬田会長、井郷総務委員長、前田委員、田川委員 事務局2名

現地調査（西地区）

10月19日（水） 午後1時10分から

馬田会長、井郷総務委員長、原委員、東田委員 事務局2名

馬田 禧紹 会長 議長席へ

開会時刻 午後 1時30分

議長 ただ今より、令和4年第10回の月次総会を開催いたします。
開催に先立ちまして本日の委員の出席状況を事務局より報告願います。

事務局 委員の出席状況を報告いたします。
委員定数 18名
委員現在数 18名
本日の出席委員数 17名
以上です。

議長 事務局の報告は終わりました。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により月次総会の成立を認めます。
議事に先立ちまして、議事録署名委員の選任を議長に一任願えますか。

異議なし

議長 異議なしの声がありましたので、2番 堀本 孝委員、3番 藤田 昌秀委員、両名よろしくお願いいいたします。

議長 それでは議事に入ります。
議案第113号を議題といたします。議案第113号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書1ページ及び審議参考資料1ページをご覧ください。
この議案は、耕作目的で農地の権利移転、または権利設定をするために、農地法第3条の規定による農業委員会の許可を受けようとするものです。
それでは、議案を朗読いたします。
議案第113号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可を求めること。

1 八幡町中西条 []、[] 平米。[] さん 外1名から、[] さんへ。

2 八幡町中西条 []、[] 平米。[] さんから、[] さんへ。

なお、いずれの案件についても、申請地及び譲受人の所有地並びに現耕作地の現況が農地であることを地元委員により確認しております。

つきましては、別紙、審議参考資料1ページのとおり、事務局の書面審査、及び、地元委員の現地調査により、不許可要件を列記した農地法第3条第2

項各号には該当していないと見られることから農地法に規定する許可基準を満たしているものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明は終わりました。議案第113号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第113号について、許可することに決定して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第113号について、許可することに決定いたします。

議長 次に、議案第114号を議題といたします。
議案第114号について、事務局の議案朗読及び説明をお願いします。

事務局 議案書2ページをご覧ください。
議案第114号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について報告のこと。

1 平荘町山角■■■■、■■■■平米。譲渡人 ■■■■さん、譲受人 ■■■■さん、新設農家。

この案件につきましては、令和4年第9回月次総会の議案第103号において、別段面積の設定について、1アールとすることが議決され、9月27日に告示しました。その後、別段面積の設定時の申請内容どおりに農地法第3条許可申請が提出されたため、10月4日付で会長専決により許可したものです。

以上です。

議長 議案第114号については報告案件でございますので、これで終わりいたします。

議長 次に、議案第115号を議題といたします。
議案第115号について、事務局の議案朗読及び説明をお願いします。

事務局 議案書3ページをご覧ください。
この議案は、加古川市農業委員会農地法第3条第2項第5号に規定する別

段の面積にかかる狭小農地等の区域指定に関する取扱いに関する要綱に基づき、別段面積及び区域の指定をしようとするものです。

それでは、議案を朗読いたします。

議案第115号 農地法第3条第2項第5号括弧書きに規定する別段の面積の決定について。

1 平荘町山角703、 平米。現行の別段面積 1アール、変更後の別段面積 30アール、狭小農地特例適用後、要綱に基づき30アールに戻す。

この議案につきましては、令和4年第9回月次総会において、別段面積を30アールから1アールに引き下げる決議を行い、告示したところです。その後、さきほど議案第114号において報告させていただいたとおり、農地法第3条許可を行ったことから、要綱に基づき、従来の別段面積である30アールに戻そうとするものです。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明並びに聞き取り調査された委員の報告は終わりました。

議案第115号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第115号について、別段面積を設定することに決定して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第115号について、別段面積を設定することに決定いたします。

議長 次に、議案第116号を議題といたします。

議案第116号の11件については、9月13日から10月11日までに、農地法第3条、第1項に規定された許可を必要としない、相続等による農地の所有権の取得に関して、届出、専決処理された報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 次に、議案第117号を議題といたします。

議案第117号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書9ページ、審議参考資料2ページをご覧ください。

この議案は、農地転用するために、農地法第4条の規定による県知事の許

可を受けようと申請されたもので、地元農業委員会の意見を添付し、県知事に進達しようとするものです。

それでは、議案を朗読いたします。

議案第117号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見書添付のこと。

1 西神吉町岸■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■平米。■■■■■■■■■■さん。無蓋駐車場。

この案件につきまして、定例現地調査を実施しております。

つきましては、別紙、審議参考資料2ページのとおり、事務局書面審査、定例現地調査、及び、立地基準に基づく農地区分を含め、農地法に規定する許可基準を満たしているものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 現地調査をされた、西地区調査班の委員から報告をお願いします。

東田委員 議席番号14番 東田です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和4年10月19日、調査者は、馬田会長、井郷総務委員長、原委員と私、事務局2名の、合計6名で実施しました。

議案第117号の1番。申請の土地の位置は岸の東、現況は稲作。申請地の周囲は、東が宅地、西が田、南が分筆田、北が水路となっており、隣接農地への影響はないものと思われま。地元立会委員は、佐伯委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明、並びに現地調査された委員の報告は終わりました。議案第117号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第117号について、許可相当の意見書を添付して県に進達して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第117号について、許可相当の意見書を添付して県に進達することに決定いたします。

議長 次に、議案第118号を議題といたします。
議案第118号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案説明の前に、議案の訂正をお願いします。
議案書11ページの4番、5番の案件について、備考欄に賃貸借権設定と

追記をお願いします。

また、議案書12ページの6番の案件について、受人の■■■■■を■■■■■と修正をお願いします。

議案書10ページ、審議参考資料3ページをご覧ください。

この議案は、農地転用を伴う権利移転、または権利設定するために、農地法第5条の規定による県知事の許可を受けようと申請されたもので、地元農業委員会の意見を添付し、県知事に進達しようとするものです。

それでは、議案を朗読いたします。

議案第118号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見書添付のこと。

1 加古川町大野■■■■■、■■■■■平米。■■■■■さん 外2名から、株式会社■■■■■へ。太陽光発電設備設置用地

2 神野町神野■■■■■、■■■■■平米、外2筆、計■■■■■平米。■■■■■さん 外1名から、■■■■■株式会社へ。太陽光発電設備設置用地、発電事業計画認定済。

議案書11ページをご覧ください。

3 野口町水足■■■■■、■■■■■平米。■■■■■さんから、株式会社■■■■■へ。太陽光発電設備設置用地

4 野口町水足■■■■■、■■■■■平米のうち■■■■■平米。■■■■■さん 外1名から、■■■■■株式会社へ。電柱、支柱、支線、一部転用、賃貸借権設定。

5 野口町水足■■■■■、■■■■■平米のうち■■■■■平米、外1筆、■■■■■平米。■■■■■さんから、■■■■■株式会社へ。電柱、支柱、一部転用、賃貸借権設定。

議案書12ページをご覧ください。

6 八幡町野村■■■■■、■■■■■平米、外3筆、計■■■■■平米。■■■■■さんから、■■■■■さん 外1名へ。地縁者住宅、建築許可申請併願、始末書添付。

7 平荘町山角■■■■■、■■■■■平米、外3筆、計■■■■■平米。■■■■■さん 外2名から、株式会社■■■■■へ。太陽光発電設備設置用地 理由書添付。

8 平荘町池尻■■■■■、■■■■■平米。■■■■■さんから、株式会社■■■■■へ。太陽光発電設備設置用地。

議案書13ページをご覧ください。

9 西神吉町辻■■■■■、■■■■■平米。■■■■■さんから、株式会社■■■■■へ。太陽光発電設備設置用地、上申書添付。

10 西神吉町大国■■■■■、■■■■■平米。■■■■■さんから、■■■■■さんへ。露天駐車場用地。

ここで、役員会で個別に確認がございました件について説明します。6番の案件につきましては、地縁者住宅の建築が目的ですが、譲受人は夫婦2名

となっております、妻が地縁者に該当します。

また、8番の案件については、後ほどご審議いただく議案119号1番との一体利用となっております。8番の池尻[]は、令和3年8月20日付で株式会社 []が太陽光の目的で転用許可を受けておりました。また、議案119号1番の池尻[]は、令和4年2月21日付で株式会社 []が太陽光発電のために転用許可を受けておりました。それぞれ一筆毎の事業計画で転用許可を得ていました。[]と[]は同族企業であるため、この2筆を[]が一体で行う事業に変更したいと相談があり、[]の池尻[]については、今年の7月20日付で許可の取消を受けて、転用許可の再申請、元々[]で許可を得ていた[]については、事業計画の変更のため、次の119号の許可条件の変更承認申請がされたものです。

また、7番と9番の案件については隣接農地の所有者からの同意書が添付されていないため、聞き取り調査を実施しています。

いずれの案件につきましても定例現地調査を実施しております。つきましては、別紙、審議参考資料3～5ページのとおり、事務局書面審査、定例現地調査、及び、立地基準に基づく農地区分を含め、農地法に規定する許可基準を満たしているものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 現地調査をされた委員の報告をお願いします。

まず、1番から6番の案件について、東地区調査班の委員から報告をお願いします。

田川委員 議席番号5番 田川です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和4年10月19日、調査者は、馬田会長、井郷総務委員長、前田委員と私、事務局2名の、合計6名で実施しました。

議案第118号の1番。申請の土地の位置は大野の東、現況は休耕田。申請地の周囲は、東が畑、西が水路、南が道路、北が田となっております、隣接農地への影響はないものと思われま。地元立会委員は、高瀬推進委員でした。

次に、議案第118号の2番。申請の土地の位置は神野の東、現況は放棄田。申請地の周囲は、東が田、西が道路、南が畑、北が畑となっております、隣接農地への影響はないものと思われま。地元立会委員は、佃委員、坂田委員、石見推進委員でした。

次に、議案第118号の3番。申請の土地の位置は水足の北、現況は休耕田。申請地の周囲は、東が宅地、西が道路、南が水路、北が畑となっております、隣接農地への影響はないものと思われま。

次に、議案第118号の4番。申請の土地の位置は水足の中、現況は休耕田。事業内容は電柱等の設置であり、申請地内のごく一部での転用であるた

め、隣接農地への影響はないものと思われまゝ。

次に、議案第118号の5番。申請の土地の位置は水足の東、現況は畑作。事業内容は電柱等の設置であり、申請地内のごく一部での転用であるため、隣接農地への影響はないものと思われまゝ。以上3件、地元立会委員は、橋推進委員でした。

次に、議案第118号の6番。申請の土地の位置は野村の中、現況は畑作。申請地の周囲は、東が道路、西が畑・雑種地、南が宅地、北が宅地となっており、隣接農地への影響はないものと思われまゝ。地元立会委員は、八代醍推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 次に、7番から10番の案件について、西地区調査班の委員から報告をお願いします。

東田委員 議席番号14番 東田です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和4年10月19日、調査者は、馬田会長、井郷総務委員長、原委員と私、事務局2名の、合計6名で実施しました。

議案第118号の7番。申請の土地の位置は山角の中、現況は放棄田。申請地の周囲は、東が田と宅地、西が田、南が道路、北が道路となっており、隣接農地への影響はないものと思われまゝ。

次に、議案第118号の8番。申請の土地の位置は池尻の西、現況は放棄田。議案第119号1番との一体利用であり、申請地の周囲は、東は三角地のためなし、西が田、南は道路、北が水路となっており、隣接農地への影響はないものと思われまゝ。以上2件、地元立会委員は、都倉委員、来田推進委員でした。

次に、議案第118号の9番。申請の土地の位置は辻の東、現況は稲作。申請地の周囲は、東が水路、西が田、南が水路、北が道路となっており、隣接農地への影響はないものと思われまゝ。

次に、議案第118号の10番。申請の土地の位置は大国の南、現況は稲作。申請地の周囲は、東が雑種地、西が田、南が水路、北が水路、道路となっており、隣接農地への影響はないものと思われまゝ。以上2件、地元立会委員は、佐伯委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 次に、7番の案件について、隣接同意書不添付にかかる聞き取り調査された委員の報告をいただきます。

都倉委員 議席番号18番 都倉です。議案第118号の7番について、隣接農地所有者3名からの同意書の添付がなく、理由書を提出されている件について、10月19日水曜日に、馬田会長、東田委員と私、事務局3名の合計6名で

聞き取り調査を行いましたので、概要を報告します。

初めに、隣接農地3名のうち1名が出席され、16時30分から17時5分まで聞き取りを実施しました。出席者は、太陽光発電の設置により必ず周辺の農地に悪影響が出るため、太陽光発電事業そのものに反対されていました。具体的な支障があるか尋ねましたが、特に言及はありませんでした。農業委員会からは、聞き取り調査は、出来る限り周辺農地に支障が出ないように事業を進めるためであることを説明して聞き取り調査を終了しました。

次に、申請者の[]の[]さん、申請者の代理人である行政書士の石井さんの2名から、17時10分から25分まで聞き取りを行いました。同意書が取れなかった理由については、隣接地の所有者間や地元での考えに開きがあり、皆が納得できる状態でないため同意に至らなかったとのこと。境界付近までの草刈り、刈った草の処分を適切に行うように依頼し、当日は欠席された隣接農地所有者からの意見を伝えて聞き取りを終了しました。

現地調査と聞き取りにより周辺農地への支障はないものと考えます。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

議長 次に、9番の案件について、隣接同意書不添付にかかる聞き取り調査された委員の報告をいただきます。

佐伯委員 議席番号17番 佐伯です。議案第118号の9番について、隣接農地所有者からの同意書の添付がなく、上申書を提出されている件について、10月19日水曜日、馬田会長、原委員と私、事務局3名の合計6名で聞き取り調査を行いましたので、その概要を報告します。

隣接農地の所有者は出席されませんでした。申請者[]の[]さん、申請者の代理人である行政書士の石井さんの2名から、15時50分から16時20分まで、聞き取りを行いました。同意書が取れなかった理由は、隣接農地の登記簿上の住所地を訪ねてもお会いすることができず、地元の農業団体長に確認しても分からなかったためです。対象農地については、所有者の所在は分からないものの、耕作されている方がいるため、耕作されている方からの要望や苦情が生じた場合に対応いただけることを確認しました。聞き取り調査の結果、周辺の農業への支障はないものと思われま

す。

なお、聞き取り調査の翌日に、宮前地区に隣接する隣接する中西地区で対象農地の耕作者と会うことができ、その場で事務局と電話で話をしていますので、その内容を事務局から報告をお願いします。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

議長 耕作者との対応について、事務局から報告をお願いします。

事務局 失礼します。聞き取り調査の翌日、佐伯委員を通じて隣接農地の耕作者と電話で話すことができました。その方は、申請地の看板により太陽光発電が設置される予定であることをご存じでした。事業者への要望があるか、また、事業者と直接会ってお話される必要があるか確認したところ、特に要望はなく協議される必要はないとのことでした。問題が生じた場合など、業者と協議されたい場合は、看板の連絡先から業者に連絡するか、事務局にご相談いただければとお伝えして電話を終了しました。

以上のことから、隣接農地の耕作者からの了解を得ているものと考えています。ご審議のほどお願いいたします。

議長 事務局の議案朗読及び説明、並びに現地調査及び現地調査された委員の報告は終わりました。議案第118号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第118号について、許可相当の意見書を添付して県に進達して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第118号について、許可相当の意見書を添付して県に進達することに決定いたします。

議長 次に、議案第119号を議題といたします。
議案第119号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書14ページ、審議参考資料6ページをご覧ください。
この議案は、農地法第5条の規定による県知事の許可を受けた土地について、事業計画を変更するために申請されたもので、地元農業委員会の意見を添付し、県知事に進達しようとするものです。

それでは、議案を朗読いたします。

議案第119号 農地転用許可条件の変更承認申請に対する意見書添付のこと。

1 平荘町池尻■■■■、■■■■■平米。受権利者 株式会社 ■■■■■■■■■■、転用計画及び時期の変更。

本件は、令和4年2月21日付で、申請地一筆の事業計画で太陽光発電設備設置のため転用許可を得ていましたが、議案第118号8番の池尻■■■■と2筆一体での事業計画に変更しようとするものです。

なお、本件は定例現地調査を実施しています。

つきましては、別紙、審議参考資料6ページのとおり、事務局書面審査、

定例現地調査、農地区分による立地基準判断を含め、農地法に規定する許可基準を満たしているものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 現地調査をされた、西地区調査班の委員から報告をお願いします。

東田委員 議席番号14番 東田です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和4年10月19日、調査者は、馬田会長、井郷総務委員長、原委員と私、事務局2名の、合計6名で実施しました。

議案第119号の1番。周辺の状況は、さきほど議案第118号の8番で報告しましたとおりで、一体で事業が行われるということであり、隣接農地への影響はないと思われま。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明並びに現地調査された委員の報告は終わりました。議案第119号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第119号について、許可相当の意見書を添付して県に進達して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第119号について、許可相当の意見書を添付して県に進達することに決定いたします。

議長 次に、議案第120号を議題といたします。

議案第120号の2件については、9月13日から10月11日までに、農地法第4条転用届出、専決処理された報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 次に、議案第121号を議題といたします。

議案第121号の4件については、9月13日から10月11日までに、農地法第5条転用届出、専決処理された報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 次に、議案第122号を議題といたします。

議案第122号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局

議案書17ページ、審議参考資料7ページをご覧ください。

この議案は、200平米未満の自己所有農地を、農業用施設用地として転用するもので、農地法上許可不要案件ですが、地目変更、もしくは事実確認のため、農業委員会規程、農地法施行に関する実施細則第13条の規定に基づき、農業用施設用地であることを届出されたものです。

それでは議案を朗読いたします。

議案第122号 農業用施設用地届出にかかる受理のこと。

1 野口町水足■■■■■、■■■■■平米のうち■■■■■平米。■■■■■さん 外1名。農業用倉庫。事実確認のため。

2 東神吉町出河原■■■■■、■■■■■平米、外1筆、計■■■■■平米。■■■■■さん。農業用道路。事実確認のため。

3 東神吉町出河原■■■■■、■■■■■平米、外1筆、計■■■■■平米。■■■■■さん。農業用道路。事実確認のため。

なお、いずれの案件についても、定例現地調査を実施しております。

つきましては、別紙、審議参考資料7ページのとおり、事務局書面審査及び現地確認等調査による、農地法施行規則第29条第1号に規定する基準を満たしているものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長

現地調査をされた委員の報告をお願いします。

まず、1番の案件について、東地区調査班の委員から報告をお願いします。

前田委員

議席番号12番 前田です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和4年10月19日、調査者は、馬田会長、井郷総務委員長、田川委員と私、事務局2名の、合計6名で実施しました。

議案第122号の1番。申請の土地の位置は水足の中、申請地には農業用倉庫が建っており、申請どおりかと思われま。地元立会委員は、橘推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長

続きまして、2番並びに3番の案件について、西地区調査班の委員から報告をお願いします。

原委員

議席番号16番 原です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和4年10月19日、調査者は、馬田会長、井郷総務委員長、東田委員と私、事務局2名の、合計6名で実施しました。

議案第122号の2番及び3番。申請の土地の位置は出河原の東、申請地の状況は農地への進入路となっており、申請どおりかと思われま。地元立会委員は、磯野推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明、並びに現地調査された委員の報告は終わりました。議案第122号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第122号について、受理することに決定して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第122号について、農業用施設用地届出を受理することに決定いたします。

議長 次に、議案第123号を議題といたします。
議案第123号について、事務局の議案朗読及び説明をお願いします。

事務局 議案書18ページ、審議参考資料8ページをご覧ください。
この議案は、農業振興地域農用地以外の農地で、20年以上農地性がないこと、または自然災害により非農地となった土地で、農地への復旧が著しく困難であること、もしくは耕作放棄地のうち農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難であること、または周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれることから、地目変更のため、農地法第2条に規定する農地でないことの証明をお願い出されたものです。

それでは議案を朗読いたします。

議案第123号 非農地証明願承認のこと。

1 加古川町大野 []、[] 平米。[] さん、昭和57年頃。

2 神野町石守 []、[] 平米。[] さん、平成8年頃。

3 八幡町野村 []、[] 平米、外1筆、計 [] 平米。[] さん、昭和50年10月頃。

4 西神吉町鼎 []、[] 平米。[] さん、平成5年3月。

議案書19ページをご覧ください。

5 志方町廣尾 []、[] 平米。[] さん、昭和30年頃。

6 志方町廣尾 []、[] 平米。[] さん、昭和30年頃。

7 志方町永室 []、[] 平米。[] さん、平成12年頃。

なお、いずれの案件につきましても定例現地調査を実施しております。

つきましては、別紙、審議参考資料 8～9 ページのとおり、事務局書面審査及び定例現地調査により、非農地証明基準を満たしているものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 現地調査をされた委員の報告をお願いします。

まず、1 番から 3 番の案件について、東地区調査班の委員から報告をお願いします。

前田委員 議席番号 1 2 番 前田です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和 4 年 1 0 月 1 9 日、調査者は、馬田会長、井郷総務委員長、田川委員と私、事務局 2 名の、合計 6 名で実施しました。

議案第 1 2 3 号の 1 番。申請の土地の位置は大野の東。申請地の状況は駐車場及び資材置場となっており、申請どおりかと思われま。地元立会委員は高瀬推進委員でした。

次に、議案第 1 2 3 号の 2 番。申請の土地の位置は石守の中。申請地の状況は宅地となっており、申請どおりかと思われま。地元立会委員は佃委員、坂田委員、石見推進委員でした。

次に、議案第 1 2 3 号の 3 番。申請の土地の位置は野村の中。申請地の状況は宅地となっており、申請どおりかと思われま。地元立会委員は、八代醜推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 続きまして、4 番から 7 番の案件について、西地区調査班の委員から報告をお願いします。

原委員 議席番号 1 6 番 原です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和 4 年 1 0 月 1 9 日、調査者は、馬田会長、井郷総務委員長、東田委員と私、事務局 2 名の、合計 6 名で実施しました。

議案第 1 2 3 号の 4 番。申請の土地の位置は鼎の中。申請地の状況は宅地となっており、申請どおりかと思われま。地元立会委員は佐伯委員でした。

次に、議案第 1 2 3 号の 5 番。申請の土地の位置は廣尾の北。申請地の状況は宅地となっており、申請どおりかと思われま。

次に、議案第 1 2 3 号の 6 番。申請の土地の位置は廣尾の北。申請地の状況は宅地となっており、申請どおりかと思われま。以上 2 件、地元立会委員は栗山推進委員でした。

次に、議案第123号の7番。申請の土地の位置は永室の北。申請地の状況は雑種地となっており、申請どおりかと思われま。地元立会委員は山本委員、北本推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明、並びに現地調査された委員の報告は終わりました。議案第123号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第123号について、承認して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第123号について、非農地証明願いを承認することに決定いたします。

議長 次に、議案第124号を議題といたします。
議案第124号の4件については、合意解約の報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 次に、議案第125号を議題といたします。
議案第125号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書21ページをご覧ください。
この議案は、市街化区域内の農地については、今後20年間、自ら耕作。市街化区域外の農地については、生涯、自ら耕作。また、農業経営基盤強化促進法に基づく事業、身体障害などによる営農困難となった場合の貸し付け耕作により、相続税の納税猶予の適用を受けようとするものです。

それでは議案を朗読いたします。

議案第125号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認のこと。

1 野口町北野■■■■、■■■■平米、外1筆、計■■■■平米。
相続人 ■■■■さん、被相続人 ■■■■さん。

なお、地元委員による現地調査及び聞き取り調査により、相続人自ら、全ての農地を自ら所有し、自ら耕作するとの報告を頂いております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明は終わりました。
議案第125号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第125号について、原案のとおり決定して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第125号について、原案のとおり、適格者証明願いを承認することに決定いたします。

議長 ここで事務局の入れ替えを行います。

(事務局退席。農林水産課農政係着席。)

議長 次に、議案第126号を議題といたします。

なお、議案第126号については、丸山 良作委員、原 靖委員が役員を務める法人に関する事項が含まれていますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限に抵触することから、丸山委員、原委員に退席を願い審議を行います。それでは、丸山委員、原委員の退席をお願いします。

(丸山 良作 委員、原 靖 委員 退席)

議長 それでは、議案第126号について、諮問原課である農林水産課の議案朗読及び説明をお願いします。

農林水産課 失礼いたします。農林水産課農政係の猿木と申します。この議案は、農業経営基盤強化促進法第18条に基づき、農地の権利移動を行うための、農用地利用集積計画を作成するにあたり、農業委員会の決定を受けようとするものです。

それでは議案を朗読いたします。

議案第126号 農用地利用集積計画の決定について。

議案書23ページ、審議参考資料10ページから12ページをご覧ください。農用地利用集積計画の概要です。借り手に当たります、利用権の設定を受ける戸数1戸、農地の中間的受け皿となる戸数1戸、貸し手に当たります、利用権を設定する戸数22戸。筆数79筆、面積65,978.51平米です。

続きまして、24ページをご覧ください。利用権設定等、総括表です。利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者の、それぞれ対象者ごとの面

積・筆数等を記載しております。詳細につきましては、議案書25ページ以降の各筆明細をご高覧ください。

なお、これらの案件について、事務局による書面審査を実施しております。

つきましては、審議参考資料10ページから12ページのとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件に該当していると考えております。以上、よろしくご審議願います。

議長 農林水産課の議案朗読及び説明は終わりました。議案第126号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第126号について、原案のとおり決定して、異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第126号について、原案のとおり決定いたします。

それではここで、丸山 良作委員、原 靖委員に着席願います。

(丸山 良作 委員、原 靖 委員 着席)

議長 ここで、再度事務局の入れ替えを行います。

(農林水産課農政係退席、農林水産課振興係着席。)

議長 次に、追加議案である、議案第127号を議題といたします。
議案第127号について、諮問原課の議案朗読及び説明を願います。

農林水産課 失礼いたします。農林水産課振興係の金丸と申します。突然の追加議案となり申し訳ございません。

はじめに、農業経営改善計画の認定制度について、ご説明いたします。この認定制度は、効率的・安定的な農業経営体を目指して、農業経営を改善しようとする農業者が、市町村の区域内で農業経営を営み、又は営もうとする場合は農業経営基盤強化促進法第12条第1項に基づき、経営改善のための計画書を作成の上、市に申請し、市は同条第4項に基づいて、その計画を認定しようとするものです。いわゆる広域認定とは、複数の市町村の区域をまたぎ、農業経営を営み、又は営もうとする者からの計画の認定を指し、その場合の認定者は県又は国となります。同一の都道府県内で市町村のみをまた

ぐときは県が、複数の都道府県をまたぐときは国が認定者となりますが、農業経営基盤強化促進法第13条の2第3項に基づき市町村の意見を聴かなければなりません。この度の申請者は複数の府県にて農業経営の実態があるため、国が認定者であり、その認定に伴い、農場がある各市町への意見聴取の依頼があった次第です。

国からの意見聴取の依頼が10月17日付であり、回答の締め切りが10月31日と短く、急ではありましたが、期日までに本総会の開催が予定されていたため、急遽議案に追加させていただきました。つきましては、国への回答に際し、農業委員会のご意見を賜りたく、今回の委員会に上程させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは議案についてご説明いたします。

議案第127号 農業経営改善計画の認定について意見を求めること。

追加議案書の2ページ及び審議参考資料の13ページをご覧ください。

農業経営改善計画の概要についてご説明いたします。申請者の住所は、XXXXXXXXXX。申請者は、株式会社 XXXXXXXXXX 様です。株式会社 XXXXXXXXXX 様の広域での認定は初めてのことです。

続きまして、議案3ページをご覧ください。① 農業経営体の営農活動の現状及び目標について。営農類型は、養鶏・肥育牛の複合経営です。加古川市での営農はブロイラーの養鶏のみとなります。② 農業経営の規模拡大に関する現状及び目標について。ブロイラーの現状は、飼養羽数160万羽、生産量19,200tで、目標は、現状と変更ありません。採卵鶏や肥育牛の営農もあるため記載されていますが、加古川市外の内容となりますので以降割愛いたします。

続きまして、議案5ページをご覧ください。③ 生産方式の合理化に関する現状と目標・措置について。施設機械の整備点検を徹底し飼育環境の改善を図るとともに、疾病の予防と作業の効率を図ります。④ 経営管理の合理化に関する現状と目標・措置について。部門毎の経営管理を行っておりその結果を踏まえ、不要なコストの削減など更なる合理化を図ります。また、採卵鶏・ブロイラー部門は、施設の整備点検を徹底し更新頻度を下げ投資コストの削減を図るとともに疾病予防を徹底します。⑤ 農業従事の態様の改善に関する現状と目標・措置について。地元の雇用を優先し労働力を確保するとともに、外国人技能実習生を活用して労働力を確保します。また、作業管理の改善により、リスクの低減とロスを削減し効率化を図り、定期的な休日確保できるようにします。さらに、従業員の適材適所の配置や社員教育の充実、飼養管理の合理化等により役員の従事時間を削減します。最後に、⑥ その他の農業経営の改善に関する現状と目標・措置について。認定農業者向けの補助事業や公庫資金等を活用して資本装備の充実を図ります。また微生物資材の活用等により臭気対策など引き続き公害対策を十分に行います。

以上で説明を終わります。なお、この案件について、事務局による書面審査を実施しております。つきましては、認定要件に該当していると考えてお

ります。

以上、よろしくご審議願います。

議長 この案件について、聞き取り調査された委員から報告をお願いします。

丸山委員 議席番号8番 丸山です。株式会社 [] の農業改善計画について、令和4年10月20日、株式会社 [] の城山本場の事務所にて、JA兵庫南営農経済センターの松田センター長と東田委員と私、農業委員会事務局職員2名、農林水産課職員2名同席のもと、播磨ブロック長である [] さんより聞き取り調査を行いましたので、その概要について報告します。

株式会社 [] が経営する播磨ブロックの範囲は加古川市と小野市で、いずれも養鶏です。鶏舎は小野市に1か所、加古川市内には3か所、加古川市内の鶏舎はすべて志方町にあります。いずれも新たに設置された施設ではなく、以前から種鶏場として運営されていた施設を改装し、ブロイラーの鶏舎として、投松は5年前、城山分場は3年前、城山本場は昨年秋から経営されています。12棟の鶏舎が3か所に分かれています。それぞれ常時1～2名の従業員がおり、人手がいる場合はブロック内で協力して作業されるということでした。

市内鶏舎では、岡山県の [] 等からヒナを仕入れておられ、年間 [] 羽を最大5回転、 [] 羽の飼養が可能で、昨年度生産された [] 羽の多くは株式会社 [] へ出荷をされたそうです。生産量としては正確には不明とのことですが、1羽あたり約 [] グラムで出荷されているということでした。

約45日の飼養を経て出荷していくなかで、温度や換気の管理のほか、ネズミや野鳥の進入・病原菌の進入を防ぐことが重要で、持ち込まないよう着替えや消毒には大変気を使われているそうです。鳥インフルエンザの対応レベルが上昇していることもあり、鶏舎入口には効果の高い消毒剤が使用され、どの養鶏場も石灰で白く消毒されていました。雨により石灰が養鶏場外へ流出して池が白く濁ったと地元の声があったため、撒く石灰を粒状のものに変更されたそうです。鶏糞についても、処理工場へ定期的に持ち込み、肥料へ加工されているそうで、城山の養鶏場では、ほとんど鶏糞独特の臭いは感じられませんでした。

城山本場では、以前から種鶏を行っていた株式会社 [] が施設の管理を継続し、株式会社 [] が飼養します。ブロック長である [] さんは、 [] で永く勤められている従業員の [] さんとも協力し、周辺に迷惑をかけることがないよう養鶏をしていきたいと話しておられました。

経営上の問題としては、いずれの鶏舎もブロイラーに適した環境に改装し、清潔に養鶏できる状況に整えられ、施設面での問題点はないとのことでしたが、新しい人材の募集については苦慮されているようです。

法人全体としての年間所得は減額する見通しとはなっていますが、加古川

市内の養鶏事業に関しては、周辺地域へ配慮しながら誠実に事業経営していただけるものと思われまます。

以上、聞き取り調査結果の報告です。よろしくご審議の程お願いします。

議長 諮問原課の議案朗読及び説明、並びに聞き取り調査された委員の報告は終わりました。議案第127号について、ご意見を承ります。

藤本委員 議席番号13番 藤本です。さきほど農林水産課並びに聞き取り調査されました丸山委員の方から、加古川市内の状況についてご説明がございました。調書に基づいて質問させていただきます。

株式会社 [] は、調書にありますとおり香川、徳島、愛媛の四国3県を中心に、養鶏、肉用牛を中心に1府5県で事業を展開されており、広域の農業法人であることを認識いたしました。そこで、申請書の中で、3点ほど諮問原課である農林水産課にお尋ねいたします。

1点目は、養鶏・肉用牛部門で、経営規模が変わらないにもかかわらず年間所得が大きく減少していること。これは、現在、飼料や燃油が高騰しているから、現時点ではかなり苦しい経営になっているのかなと思いますが、5年先ですから、記載されている年間の法人所得が [] 円から [] 円に減少する、36%減になるかと思えます。また、1人あたりの年間所得につきましても、 [] 円から [] 円ということで、同率の36%減ということになっています。さきほど申しました飼料・原油以外に理由があれば教えてほしいことが1点目です。

2点目は、生産規模については変化がないということで記載がありました。生産方式の合理化に関する目標欄で、肉用牛は交雑種に集約すると記載されていますが、規模は変更ないということで、記載に不整合があるのではないかと、ということが気になるところです。円安傾向が続く中で、今後単価が安いアメリカ産牛やオーストラリア産牛の輸入が増えると思われるわけで、単価の安い国内の交雑種ではなく、枝肉単価の高い和牛部門で収益を上げる方が得策ではないかと思うわけですが、聞き取り調査、また申請を受け付けられました農林水産課の方で、内容がわかりましたらお教えいただければと思います。

3点目は、さきほども丸山委員から報告がありましたが、この時期になりますと、全国どこかで高病原性インフルエンザが発生するという状況です。非常に多くの事業所ですから、事業所ごとの防疫体制の徹底と、飼料の集出荷車両の消毒等の防疫体制の徹底の確認、また畜産事業を6府県で展開されているわけですが、6府県の家畜伝染病担当部署との連携や防疫体制の確認等、聞き取り調査や申請を受けた時に十分確認されたかということ。この3点についてご教授のほどお願いします。

議長 農林水産課、よろしいですか。

農林水産課 ご質問ありがとうございます。まず1つ目、年間所得の目標所得が現状から減額されている点です。現状、所得は上振れしており、良い経営状態にあると。ただ現実的に算出すると、ここまで良好な経営状態が継続されることは考えにくい。また、経年劣化による施設、畜舎や鶏舎の修繕に要する経費がかかってくることを見越した結果、このような数字で計画を置かれたと聞き取っています。

次に2つ目。資料の中で乖離があるのではないかと、という点ですが、市内での取扱いがブロイラーのみであるため、加古川市の鶏舎の職員では詳細が不明ということで、広域認定の窓口となっている国に質問しました。その結果を回答します。肉用牛は交雑種に集約する、ということについては、以前から取り組んでおり、現状の飼育数まで集約を進めたということです。これからは、この集約が進められた状態を保っていく所存であると回答がありました。また、円安傾向の影響を鑑みた意見については、現在の取引先のニーズや和牛飼育に係るコスト・時間等を勘案した結果、記載のとおり営農する判断をしたとのことでした。

最後に、鳥インフルエンザ対策の内容ですが、事業所ごと、加古川市においては農場ごとに、集出荷車両の消毒を含めた、次の防疫対策を実施・徹底しているとのことでした。それは、車両消毒、消石灰の散布、鶏舎の出入りに関して小まめに着替えをする、長靴の洗浄、防鳥ネットの取り付けとその点検、鶏舎の補修、関係者以外の立ち入りの禁止。これを徹底していると聞き取りしました。畜産事業全体について、XXXXXXXXXXの家畜伝染病対策連携については、広域認定の窓口となっている国に意見を照会していますが、国からは、6府県の家畜伝染病対策の部署と連絡を取って防疫体制を取っていると回答がありました。以上です。

藤本委員 了解いたしました。

議長 ほかにご意見はございませんか。

意見なし

議長 ご意見がないようですので、議案第127号について、原案のとおり承認して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第127号について、農業委員会として問題ないものとして、加古川市長に答申することに決定いたします。

議長 皆様方のご協力により、月次総会の議事はすべて終了いたしました。これにて月次総会を閉会といたします。

(閉会時刻 午後2時35分)

加古川市農業委員会

会長 馬田 禧 紹

令和4年10月25日

署名委員 (2番)

署名委員 (3番)